

第5回西知多医療厚生組合議会臨時会

会 議 録

令和5年（2023年）12月21日

西知多医療厚生組合議会

令和5年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	6
西知多医療厚生組合職員一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 について	8
令和5年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計補正予算(第1号)	9
令和5年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第3号)	11

令和5年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

1 招集年月日 令和5年（2023年）12月21日 午後4時

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員（14人）

1番	加藤菊信	8番	中山貴弘
2番	佐藤友昭	9番	伊藤正明
3番	早川康司	10番	石濱隼人
4番	今瀬和弘	11番	泉清秀
5番	北川明夫	12番	藤井貴範
6番	富田博巳	13番	林正則
7番	蓑手純一	14番	伊藤清一郎

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 令和5年（2023年）12月21日 午後4時

閉会 令和5年（2023年）12月21日 午後4時19分

第1日 (12月21日)

1 出席議員 (14人)

1番	加藤 菊信	8番	中山 貴弘
2番	佐藤 友昭	9番	伊藤 正明
3番	早川 康司	10番	石濱 隼人
4番	今瀬 和弘	11番	泉 清秀
5番	北川 明夫	12番	藤井 貴範
6番	富田 博巳	13番	林 正則
7番	蓑手 純一	14番	伊藤 清一郎

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	宮島 壽男	副管理者	花田 勝重
副管理者	立川 泰造	副管理者	星川 功
[総務部]			

総務部長	加藤 由裕	総務課長兼 衛生センター所長	佐々木 美喜子
------	-------	-------------------	---------

建設課長	平松 康弘
[公立西知多総合病院]	

公立西知多総合病院長	吉原 基	病院事務局長	許 斐 正 啓
管理課長	谷川 正仁	管理課課長	岸 本 一 昭
兼経営戦略室長		兼人事管理室長	
医事課長	森田 美和	医事課課長	小林 智里
		兼健診センター課長	

医療情報課長	守山 直宏	患者サポートセンター課長	澤田 和典
兼診療情報管理室長			

患者サポートセンター課長	岩田 裕行
[看護専門学校]	

看護専門学校長 鱈 部 貴久美 庶務課長 中 田 昭 夫

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 植 松 幹 景 環境経済部長 小笠原 尚 一

[知多市]

健康文化部長 杉 江 大 典 環境経済部長 林 和 宏

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長 宇 野 孔 美 書 記 保 科 達 郎

書 記 長 坂 徹 也

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	3 3	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
5	3 4	西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
6	3 5	令和5年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）
7	3 6	令和5年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(12月21日 午後4時 開会)

議長（加藤菊信）

皆さんこんにちは。

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変、御苦労さまでございます。

現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しをいただきましたので、開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合の職員の給与に関する条例の一部改正について」はじめ4件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（加藤菊信）

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長（加藤菊信）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、7番蓑出純一議員、8番中山貴弘議員を指名いたします。

議長（加藤菊信）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（加藤菊信）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和5年9月分の例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元にお配りいたしましたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第4、議案第33号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました議案第33号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ等をするため、改正するものです。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第33号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の内容につきまして、御説明申し上げます。

令和5年8月7日に公表されました令和5年人事院勧告において、民間給与との較差を埋めるため、初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の引き上げなどを内容とする勧告があり、国家公務員につきましては勧告のとおり法の整備がされ、令和5年11月24日に公布されております。

本組合においても、これらの状況を考慮し、所要の改正をするものでございます。改正の内容につきましては、議案末尾の方に添付してございます参考資料の新旧対

照表により、御説明申し上げます。なお、本改正条例は、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てにより施行期日分けて改正するものでございます。

まず1ページ目の第1条関係は令和5年度実施分で、第11条の改正は、初任給調整手当の引上げでございます。第20条の改正は、期末手当の引上げで、12月に支給する期末手当の率について、0.05月分、再任用職員については0.025月分引き上げるものです。第21条の改正は、勤勉手当の引上げで、2ページをお願いします。12月に支給する勤勉手当の率について、0.05月分、再任用職員については0.025月分引き上げるものです。条例別表の給料表の改正につきましては、新旧対照表への記載を省略し、概略を一覧表で表示してございますが、給料月額を引き上げるもので、職員全体で、平均4,344円、率にして1.41%の引き上げとなるものでございます。第2条関係は、令和6年度以降の実施分でございます。第20条の改正は、第1条関係（令和5年度実施分）により改正した12月の期末手当の引上げ分を、令和6年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。

3ページをお願いします。

第21条の改正は、第1条関係により改正した12月の勤勉手当の引上げ分を、令和6年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。附則第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は、第1条関係の改正による適用区分で、給料月額等の引上げについては令和5年4月1日から、期末手当、勤勉手当の引上げについては令和5年12月1日から、遡って適用するものでございます。附則第3項は、給与の内払について定めたもの、附則第4項は、改正条例の施行に係る委任について定めたものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第33号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、
原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第5、議案第34号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました議案第34号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、特定任期付職員
の給料月額及び期末手当の支給割合の引上げ等をするため、改正するものです。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第34号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の
一部改正について」の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により
御説明申し上げます。

本改正条例も、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てになってい
ます。第1条関係は令和5年度実施分で、第7条の改正は、特定任期付職員の給料
月額を上げるものでございます。第9条の改正は、期末手当の引上げで、12月
の期末手当の支給率を0.1月分引き上げるものでございます。

2ページをお願いします。第2条関係は令和6年度以降実施分で、第9条の改正
は期末手当の改定で、第1条関係により改正した12月の期末手当の引き上げ分を、

6年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。附則第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は、給料月額の上上げについては令和5年4月1日から、期末手当の上上げについては令和5年12月1日から、遡って適用するとしたもの、附則第3項は、給与の内払規定について定めたものでございます。

なお、この条例改正の対象となる特定任期付職員は、現在のところ採用しておりません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第34号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第6、議案第35号「令和5年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

看護専門学校長（鰐部貴久美）

ただいま上程されました議案第35号「令和5年度西知多医療厚生組合看護専門

学校事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳出予算の補正として、1款看護学校費1項看護専門学校費において、目間における同額での組替えを行うため、補正額はなく、歳出総額は補正前の額と同じ1億6,069万7,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、庶務課長より御説明申し上げます。

庶務課長（中田昭夫）

議案第35号「令和5年度 西知多医療厚生組合看護専門学校特別会計補正予算（第1号）」の詳細につきましては、4ページをお願いいたします。

2の「歳出」について、御説明申し上げます。1款1項1目事業総務費におきまして、令和5年4月1日付けの人事異動及び人事院勧告による給料月額及び勤勉手当の支給割合の引上げにより、人件費の増額を見込んだものでございます。

2節給料では、39万2,000円の増額、3節職員手当等では、合計271万7,000円の増額、4節共済費では、84万3,000円の増額を見込みました。合わせて、10節需用費は個別空調機の設置等により光熱水費290万円減額し、12節委託料は執行見込から24万円、17節備品購入費は備品購入の執行残15万円を減額し、2目からは、1節報酬で17万2,000円、8節旅費で20万円、12節委託料で29万円をそれぞれ今年度の執行見込から減額し、1目で合計66万2,000円増額し、2目で66万2,000円減額するものでございます。

6ページ以降の給与費明細書の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第35号「令和5年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）」原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第7、議案第36号「令和5年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました議案第36号「令和5年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、デジタルX線TVシステムにつきまして、故障により1台買い替えが必要となったため行うものでございます。

第11条は、重要な資産の購入で、表中、「デジタルX線TVシステム」について数量を「1台」から「2台」にするものでございます。

詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（谷川正仁）

令和5年度 西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

当該デジタルX線TVシステムは、平成27年の開院時に購入したものであり、すでに耐用年数の6年を超えて使用しているものでございます。本来、令和6年度に買い替えを予定していた機器でございますが、今回、突発的な機器の故障が発生したため、診療継続に支障をきたさないよう、前倒しで買い替えを行うものでございます。

なお、費用につきましては、手術支援ロボット「ダビンチ」をはじめ、これまでに購入済の医療機器の執行残にて対応いたします。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第36号「令和5年度西知多医療厚生組組合病院事業会計補正予算(第3号)」
について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しを得ましたので、第5回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（加藤菊信）

以上をもちまして、令和5年第5回西知多医療厚生組議会臨時会を閉会いたします。終始、御協力ありがとうございました。

（12月21日 午後4時19分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年（2023年）12月21日

西知多医療厚生組合議会 議長 加藤 菊 信

7番署名議員 蓑 出 純 一

8番署名議員 中 山 貴 弘